

仮称浦安市千鳥学校給食センター第三調理場整備運営事業に関する  
基本協定書（案）

仮称浦安市千鳥学校給食センター第三調理場整備運営事業（以下「本事業」という。）に関して、発注者（以下「甲」という。）と【優先交渉権者として選定された応募者名が入ります】（以下「乙」という。）との間で、以下のとおり基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本基本協定は、本事業に関し乙が優先交渉権者として決定されたことを確認し、乙の設立する本事業の遂行者（以下「事業予定者」という。）と甲との間で締結する基本事項、学校給食センター第三調理場の設計、建設、工事監理、維持管理、運営とこれらに付随し、関連する一切の事項に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結に向けて、甲及び乙双方の義務について必要な事項を定めるものとする。

（甲及び乙の義務）

第2条 甲及び乙は、甲と事業予定者が締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

- 2 乙は、事業契約締結のための協議に当たっては、本事業の応募手続に係る審査委員会及び甲の要望事項を尊重する。

（事業予定者の設立）

第3条 乙は、本基本協定締結後速やかに、次の各号の要件を満たす事業予定者を設立し、その商業登記の全部事項証明書を甲に提出する。

- (1) 事業予定者は会社法（平成17年法律第86号）上の株式会社とする。
- (2) 事業予定者の資本金は【 】円以上とする。
- (3) 事業予定者の本店所在地は、浦安市内とする。
- (4) 事業予定者の定款には、会社法第107条第1項に基づく株式の譲渡制限の定め並びに同法第326条第2項及び同法第327条第3項による会計監査人及び監査役の設置に関する定めを置かなければならない。

- 2 前項の事業予定者の設立にあたり、乙の代表企業（【応募者の構成企業の固有名詞が入ります】）及び運営業務を行う予定の乙の構成員は、必ず事業予定者に出資するものとし、乙の構成員が保有する議決権の合計割合は、全体の50%を超えるものとする。

（株式の譲渡等）

第4条 乙は、本事業が終了するときまで、甲の事前の書面による承諾がある場合を除

き、その保有する事業予定者の株式を譲渡し、担保権を設定し、又はその他これらに類する一切の処分をしてはならない。

(業務の委託、請負)

第5条 事業予定者は、設計に係る業務及び工事監理に係る業務を【応募者の構成企業の固有名詞が入ります】に、維持管理に係る業務を【応募者の構成企業の固有名詞が入ります】に、運営に係る業務を【応募者の構成企業の固有名詞が入ります】に、それぞれ委託し、建設に係る業務を【応募者の構成企業の固有名詞が入ります】に請け負わせるものとする。

- 2 乙は、本基本協定締結後速やかに、前項に定める設計、建設、工事監理、維持管理及び運営の各業務を委託する者又は請け負わせる者と事業予定者との間で、当該各業務に関する業務委託契約、請負契約又はこれらに代わる覚書等を締結させるものとし、締結後速やかに、その契約書等の写しその他各業務を委託し、又は請け負わせたことを証する書面を甲に提出しなければならない。
- 3 第1項により事業予定者から設計、工事監理、維持管理又は運営に係る業務の委託を受けた者、又は建設に係る業務を請け負った者は、委託を受けた業務又は請け負った業務を誠実に行わなければならない。

(事業契約)

第6条 甲及び乙は、事業契約の仮契約を、平成【 】年【 】月【 】日を目処として、甲と事業予定者間で締結させるものとする。

- 2 甲及び乙は、事業契約締結後も、本事業の遂行のために協力するものとする。
- 3 乙は、甲と事業予定者との事業契約の仮契約の締結と同時に、別紙1の様式による出資者保証書を作成して甲に提出するとともに、乙以外の事業者の株式の保有者全員から別紙2の様式による誓約書を徴集して、甲に提出するものとする。
- 4 乙の構成員について本事業の応募に関し第8条各号所定の事由が生じた場合には、甲は事業契約の仮契約又は本契約を締結しない。
- 5 甲は、乙又は事業予定者がその責めに帰すべき事由により事業契約の仮契約又は本契約を締結しない場合には、乙又は事業予定者に対し、本事業に係る提案金額の100分の5に相当する金額を請求することができる。

(準備行為)

第7条 事業契約締結前であっても、乙は本事業に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。

- 2 前項の協力の結果は、事業契約締結後、事業予定者が速やかに引き継ぐものとする。

( 違約金等 )

第 8 条 事業契約の本契約締結後において、本事業の応募に関し乙の構成員のいずれかについて次の各号の事由が生じた場合、事業契約解除の有無を問わず、乙の構成員は、賠償金として甲に対して提案金額の 10 分の 1 に相当する金額の違約金を連帯して支払うものとする。ただし、第 1 号から第 3 号までのうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売である場合、その他甲が認める場合はこの限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、乙の構成員に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下、「独占禁止法」という。）第 48 条第 4 項、第 53 条の 3 又は第 54 条の規定による審決（独占禁止法第 54 条第 3 項の規定による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき（独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により、当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- (2) 公正取引委員会が、乙の構成員に違反行為があったとして独占禁止法第 48 条の 2 第 1 項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が独占禁止法第 48 条の 2 第 6 項の規定により、確定した審決とみなされたとき。
- (3) 乙の構成員が、公正取引委員会が乙の構成員に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 乙の構成員（乙の構成員が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

2 本事業の応募に関し、乙の構成員について前項各号のいずれかの事由が生じたときは、甲は本基本協定を解除できるものとする。

( 事業契約の不調 )

第 9 条 事業契約について、事由の如何を問わず事業契約の本契約の締結に至らなかった場合には、既に甲及び乙が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、第 6 条第 5 項の規定による金額の請求を除き、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

以上を証するため、本基本協定書を 2 通作成し、甲及び乙の構成員がそれぞれ記名押印の上、甲及び乙の代表企業が各 1 通を保有する。

平成 21 年 10 月【 】日

発注者（甲）

浦安市猫実一丁目 1 番 1 号

浦安市

浦安市長 松崎 秀樹

応募者名【 】グループ（乙）

住所【 】

氏名【 】（代表企業）

代表者【 】

住所【 】

氏名【 】社

代表者【 】

## 別紙 1 出資者保証書の様式（第 6 条関係）

平成【 】年【 】月【 】日

浦安市

浦安市長 松崎 秀樹 様

### 出 資 者 保 証 書

発注者及び【 】特別目的会社（以下、「事業者」という。）間で平成【 】年【 】月【 】日付で締結された仮称浦安市千鳥学校給食センター第三調理場整備運営事業（以下、「本事業」という。）特定事業契約（以下、「本契約」という。）に関して、優先交渉権者である【 】グループ（以下、「優先交渉権者」という。）の構成員のうち、事業者に出資を行った【 】社、【 】社、【 】社、【 】社及び【 】社（以下、「当社ら」と総称する。）は、本日付けをもって、浦安市（以下、「発注者」という。）に対して下記の事項を誓約し、かつ、表明及び保証致します。なお、特に明示のない限り、この出資者保証書において用いられる語句は、本契約において定義された意味を有します。

#### 記

- 1 事業者が、平成【 】年【 】月【 】日に、会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の株式会社として適法に設立され、かつ、本日現在有効に存在すること。
- 2 本日現在、事業者の発行済株式総数は、【 】株であり、そのうち【 】株を、優先交渉権者の構成員が保有し、その内訳は、【 】株は【 】社、【 】株は【 】社、【 】株は【 】社、【 】株は【 】社、【 】株は【 】社であること。優先交渉権者の構成員ではない者が保有する事業者の株式数は、【 】株であり、その内訳は、【 】株は【 】社、【 】株は【 】社であること。
- 3 事業者が本事業の実施に係る資金調達を目的として、当社らが保有する事業者の株式を、金融機関に対して譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分を行う場合には、事前にその旨を発注者に対して書面により通知し、その承諾を得た上で行うこと。この場合には、担保権設定契約書等当該処分に係る契約書の写しを、その締結後速やかに、発注者に対して提出すること。

- 4 前項に規定する場合を除き、当社らは、本事業が終了するときまで、事業者の株式を保有するものとし、発注者の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。
  
- 5 出資者は、事業者を、本契約で別に定める場合を除き、本契約書第 条のかし担保期間の経過後まで解散しないこと。但し、発注者が事前に承諾した場合、又は発注者が承諾した第三者が、事業者が同条に基づき負うかし担保責任を引き受けた場合については、この限りではない。

以 上

【 】社  
代表者【 】

別紙2 誓約書の様式（第6条関係）

平成【 】年【 】月【 】日

浦安市

浦安市長 松崎 秀樹 様

誓 約 書

当社は、本日現在、【 】特別目的会社の株式【 】株を、保有しています。当社は、保有する【 】特別目的会社の株式を譲渡する場合には、事前に浦安市に対して通知し、譲受人から本誓約書と同内容の誓約書を徴集して、浦安市に提出します。

住所 【 】

氏名 【 】社

代表者 【 】